

秋田市工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事関連業務委託（以下「業務委託」という。）の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する、「予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められる場合の基準および事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象業務)

第2条 本要領の対象業務は、総合評価落札方式を実施する業務委託とする。

(調査基準価格)

第3条 業務委託の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を越える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 測量業務

(ア) 直接測量費（測量調査費含む。）の額

(イ) 間接測量費（諸経費含む。）に10分の6.5を乗じて得た額

イ 土木関係および補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）

(ア) 直接経費（直接人件費含む。）の額

(イ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

ウ 建築関係コンサルタント業務（工事監理含む。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 特別経費の額

(ウ) 技術料等経費および諸経費の合計に10分の7.5を乗じて得た額

エ 地質調査業務（解析等調査含まず。）

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額

オ 地質調査業務（解析等調査含む。）

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 前号で定める額の端数処理は、次のとおりとする。

ア 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。

イ 入札比較価格に10分の9を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。

ウ 入札比較価格に10分の7.5を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。

(3) (1)に掲げる業務を複合的に発注する場合は、前号の規定によりそれぞれの業務ごとに得られる額を合計した額とする。

(4) 業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格による申込みが行われた場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施したのち落札候補者を決定し、入札を終了するものとする。

(失格の基準)

第5条 前条の入札において、総合評価点が最も高い評価対象入札者による入札が、次に掲げる失格判断基準に該当する場合は落札候補者としな

失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

- (1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額（以下「失格判断基準価格」という。）を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算出するとともに、算出された失格判断基準価格が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格を失格判断基準価格とする。
- (2) 当該入札における見積内訳書の費目別金額が次のいずれかに該当すること。なお、次の各項で得た額は千円未満を切り捨てるものとする。

ア 測量業務

(ア) 設計上の直接測量費（測量調査費含む。）に、10分の9を乗じて得た額を下回っていること。

(イ) 設計上の間接測量費（諸経費含む。）に、10分の6.5を乗じて得た額を下回っていること。

イ 土木関係および補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）

(ア) 設計上の直接経費（直接人件費含む。）に、10分の9を乗じて得た額を下回っていること。

(イ) 設計上のその他原価の額に、10分の9を乗じて得た額および一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

ウ 建築関係コンサルタント業務

(ア) 設計上の直接人件費および特別経費の合計の額に、10分の9を乗じて得た額を下回っていること。

(イ) 設計上の技術料等経費および諸経費の合計の額に、10分の7.5を乗じて得た額を下回っていること。

エ 地質調査業務（解析等調査含まず。）

(ア) 設計上の直接調査費の額に10分の9を乗じて得た額および間接調査費の額に10分の8を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

(イ) 設計上の諸経費の額に、10分の6.5を乗じて得た額を下回っていること。

オ 地質調査業務（解析等調査含む。）

(ア) 設計上の直接調査費の額に10分の9を乗じて得た額および間接調査費の額に10分の8を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

(イ) 設計上の諸経費の額に、10分の6.5を乗じて得た額および解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

カ 同上複合業務（①～④）

(ア) 同上の設計上の合計の額（該当するイの合計額）を下回っていること。

(イ) 同上の設計上の合計の額（該当するロの合計額）を下回っていること。

(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の直接測量費（測量調査費含む。）、間接測量費（諸経費含む。）、直接経費（直接人件費含む。）、その他原価、一般管理費等、特別経費、技術料等経費、諸経費、直接調査費、間接調査費および解析等調査業務費に相当する額を算出することができないこと。

2 前項の総合評価点が最も高い評価対象入札者の入札が、失格判断基準に該当するものと判断された場合にあつては、次条に規定する調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

3 総合評価点が最も高い評価対象入札者の入札が、第1項の失格判断基準に該当しないものと判断された場合にあつて、(1)～(5)に該当するものについては、次条に規定する調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

(1) 測量業務においては、入札価格が設計上の直接測量費（測量調査費含む。）に10分の9.5を乗じて得た額、間接測量費（諸経費含む。）の額に10分の6.5を乗じて得た額の合計以上の場合。

(2) 土木関係および補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接経費（直接人件費含む。）に10分の9.5を乗じて得た額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の6.5を乗

じて得た額の合計以上の場合。

(3) 建築関係コンサルタント業務においては、入札価格が設計上の直接人件費および特別経費の合計の額に10分の9.5を乗じて得た額、技術料等経費および諸経費の合計の額に10分の7.5を乗じて得た額の合計以上の場合。

(4) 地質調査業務（解析等調査含まず。）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額、間接調査費に10分の8.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額の合計以上の場合。

(5) 地質調査業務（解析等調査含む。）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額、間接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額の合計以上の場合。

（調査の実施）

第6条 契約担当者および業務担当者は、調査基準価格を下回る入札で、前条第2項および第3項の規定に該当しない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、資料提出依頼書（様式第1号）による資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法により調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由（入札価格の内訳書を提出させるものとする。）

(2) 業務計画の内容

(3) 配置技術者の保有する資格・経歴

(4) 会社および配置技術者の手持ち業務の状況

(5) 手持ち機材の状況

(6) 過去に受注した公共業務委託の成績状況

(7) 再委託内容・金額および再委託予定業者名

(8) 経営状況

(9) 調査協力状況

(10) その他必要な事項

（工事請負業者選定審議部会長の了承）

第7条 契約担当者は前条の調査結果に基づき、落札候補者とする可否について秋田市工事請負業者選定審議部会長（上下水道局分については秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会長）へ報告し、了承を得なければならないものとする。

（適正な履行の確保）

第8条 契約担当部長は、低入札価格調査基準価格を下回った金額により入札を行った者が請負業者となったときは、適正な履行を確保するため、自ら又は調査職員をして次に定める措置をとるものとする。

- (1) 請負業者に対し、業務体制図等の提出を求め、必要に応じて事情聴取を行うこと。
- (2) 共通仕様書に基づき履行計画書等を提出させる場合において、必要に応じて事情聴取を行うこと。
- (3) 段階確認、履行の検査等には原則として立ち会うものとし、業務体制図等および履行計画書等の記載内容に沿った履行がなされているかどうかの確認その他重点的な調査業務を実施すること。
- (4) 安全な履行の確保および労働者への適正な賃金支払いの確保を図るため、必要な調査および指導を行うこと。
- (5) その他適正な履行の確保のため必要な措置を行うこと。

（契約の保証等）

第9条 調査基準価格を下回る価格による申込みを行った者が落札候補者となった場合は次のとおりとする。

- (1) 当該落札候補者が当該契約の締結と同時に付さなければならない保証は、契約事項第4条第3項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 業務着手時の前払金は、契約事項第38条第1項（建築設計業務委託用）および第39条第1項（測量・土木設計・補償業務委託用）の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内とし、5千万円を限度とする。

（閲覧に供する書面への特記）

第10条 調査の対象となった業務については、当該業務委託等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の摘要欄等にその旨を記載するもの

とする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

契 第 号
年 月 日

様

秋田市長 ○ ○ ○ ○
(公 印 省 略)

○○○○○○○業務委託の入札における低入札価格調査について

標記の入札について低入札価格調査を行うこととなりましたので、下記の資料を作成の上、ヒアリング当日に提出してください。

記

- 1 入札価格の理由
- 2 業務計画の内容
- 3 配置技術者の保有する資格・経歴
- 4 会社および配置技術者の手持ち業務の状況
- 5 手持機材の状況
- 6 過去に受注した公共業務委託の成績状況
- 7 再委託内容・金額および再委託予定業者名
- 8 経営状況

【問い合わせ先】

秋田市総務部契約課
工事契約担当 ○○○○
直通 018-888-5438

(様式第2号)

事 情 聴 取 結 果 報 告 書

下記の低入札価格調査制度に該当する業務について、別紙事情聴取書のとおり
聴取しましたので報告します。

年 月 日

秋田市工事請負業者選定審議部会長 様
秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会長 様

(担当課長名)

記

- 1 業 務 名
- 2 対象業者名
- 3 聴取内容 別紙のとおり
- 4 意 見

上記事情聴取の結果により判断した結果、当該入札者を落札候補者とすることが

適 当 不 適 当 であると認めます。

年 月 日

秋田市工事請負業者選定審議部会長

秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会長

(様式第3号)

事 情 聴 取 書

1 業 務 名

2 対 象 業 者 名

(事情聴取を受けた者の役職・氏名：)

3 事 情 聴 取 者 (職・氏名)

4 聴 取 日 時

年 月 日 () 午前・午後 時 分

5 聴 取 場 所

6 調 査 基 準 価 格 円

7 応 札 価 格 円

8 調 査 項 目 別紙の調査票のとおり

(様式第4号)

低入札価格調査制度に係る調査票

業 務 名

NO. 1

調 査 項 目	聴 取 内 容
1 その価格により入札した理由	
2 業務計画の内容	
3 配置技術者の保有する資格・経歴	
4 会社および配置技術者の手持ち業務の状況	
5 手持機材の状況	
6 過去に受注した公共業務委託の成績状況	
7 再委託内容・金額および再委託予定業者名	
8 経営状況（保証会社等へ照会）	① 不渡り等有無 ② その他の特記事項の有無 ③ 過去2年間の決算書・経営状況分析 <input type="checkbox"/> 負債回転期間 <input type="checkbox"/> 自己資本比率 <input type="checkbox"/> 流動資産／流動負債
9 信用状況 (1) 貸金不払いの状況 (2) 下請代金の支払い遅延状況 (3) その他	① 貸金不払いの有無 ② 下請代金の支払い遅延状況 ③ 重大な労働災害の有無 ④ 類似業務の履行状況